○　独立行政法人日本学術振興会旅費規程

（平成１５年１０月１日
規　程　第　２　０　号）

改正　平成１８年3月２４日

第１章　総則

（旅費の支給）

第１条　独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の役員又は職員が業務のため旅行する場合には、別に定める場合を除き、この規程に定めるところにより旅費を支給する。

（旅行命令）

第２条　旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

第３条　旅行命令権者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

第４条　旅行命令（変更及び取消を含む。）は、別表第１に定める旅行命令伺書によって行う。

（旅費の種類）

第５条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支給する。

６　日当は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。

７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

８　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

９　移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10　着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
12　旅行雑費は、外国への旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

（旅費の計算）

第６条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

第７条　旅行者が同一地域（本邦にあっては市町村の存する地域（特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して３０日を超える場合には、その超える日数について定額の９割に相当する額、滞在日数６０日を超える場合には、その超える日数について定額の８割に相当する額とする。

２　同一地域に滞在中、一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（旅費の支給）

第８条　旅費の支給は、原則として精算払とする。ただし、外国旅行及び特別な事由によりこれによりがたいときは、概算払することができる。

第９条　旅費計算書を起案する課の課長は、別表第２に定める旅費計算書に必要な書類を添えて、経理課長に提出するものとする。

第１０条　第８条ただし書きによる概算払に係る旅費は、当該旅行終了後、すみやかに精算するものとする。

２　経理課長は、概算払に係る旅費の精算の結果過払又は不足があった場合には、すみやかに、当該金額を返納させ又は追加して支給するものとする。

第２章　内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第１１条　鉄道賃の額は、その乗車に要する運賃のほか、次の各号に規定する急行料金、特別車両料金（これに対する通行税を含む。）及び座席指定料金による。

一　急行料金を徴する線路による旅行をする場合には、急行料金
二　理事長が特別車両料金を徴する客車により旅行をする場合には、特別車両料金
三　座席指定料金を徴する客車により旅行をする場合には、座席指定料金

２　前項第１号に規定する急行料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道５０キロメートル以上のものに限り、支給する。

（船賃）

第１２条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

一　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ　理事長にあっては、上級の運賃

ロ　その他の役員及び職員にあっては、中級の運賃

二　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ　理事長にあっては、上級の運賃

ロ　その他の役員及び職員にあっては、下級の運賃

三　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四　理事長が特別船席料金その他船室の特別の設備を利用する場合には、前３号に規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）

２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第１３条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第１４条　車賃の額は、バスの運賃による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりバスの運賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額とする。

（日当）

第１５条　日当の額は、別表第３の定額による。

２　鉄道１００キロメートル未満、水路５０キロメートル未満又は陸路２５キロメートル未満の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の２分の１に相当する額による。

（宿泊料）

第１６条　宿泊料の額は、別表第３の定額による。

２　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第１７条　食卓料の額は、別表第３の定額による。

２　食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（移転料）

第１７条の２　移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一　赴任の際扶養親族を移転する場合には、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第３の定額による額

二　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の２分の１に相当する額

三　赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に扶養親族を移転する場合には、第１号の規定に相当する額

２　前項第３号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

３　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項第３号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第１７条の３　着後手当の額は、別表第３の日当定額の５日分及び宿泊料定額の５夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第１７条の４　赴任の際扶養親族を随伴する場合の扶養親族移転料の額は、扶養親族の移転前の住所又は居所から移転後の住所又は居所までの旅行について、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

一　１２歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の２に相当する額

二　１２歳未満６歳以上の者については、前号に規定する額の２分の１に相当する額

三　６歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の１に相当する額。ただし、６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の２分の１に相当する金額を加算する。

２　前項の規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみ

なして、前２項の規定を適用する。

第３章　外国旅行の旅費

（鉄道賃）

第１８条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

一　運賃の等級を３以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ　役員にあっては、最上級の運賃

ロ　職員にあっては、最上級の直近下位の級の運賃

二　運賃の等級を２階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

三　運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

２　役員が、業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給する。

３　業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、第１項に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金を支給する。

（船賃）

第１９条　船賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

２　役員が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃を支給する。

（航空賃）

第２０条　航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。

一　運賃の等級を区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃とする。ただし、次に規定する運賃にすることができる。

イ　理事長については、最上級の運賃

ロ　その他の役員及び課長以上の職員については、３以上の階級に区分する場合には最上級の直近下位の級の運賃、２階級に区分する場合には最上級の運賃

ハ　次長については、飛行時間が片道８時間を超える旅行をする場合には、ロに準じた運賃。

二　運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

２　理事長が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のため支払った運賃を支給する。

（車賃）

第２１条　車賃の額は、実費額による。

（日当、宿泊料及び食卓料）

第２２条　日当、宿泊料及び食卓料の額は、旅行先の区分に応じた別表第４の定額による。

２　第１５条第２項、第１６条第２項及び第１７条第２項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

（移転料）

第２２条の２　赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第４の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

一　２人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、１人をこえる者ごとにその１００分の１５に相当する額を加算した額

二　移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として理事長が定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の１００分の４５に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の１００分の３５に相当する額の範囲内においてそれぞれ理事長が定める額に相当する額を加算した額

２　赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第１号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の２分の１に相当する額による。

（着後手当）

第２２条の３　着後手当の額は、勤務地の存する地域の区分に応じた別表第４の日当定額の１０日分及び宿泊料定額の１０夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第２２条の４　赴任の際理事長の許可を受け、扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴するときは、扶養親族移転料を支給する。

２　前項の扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族１人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

一　配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の３分の２に相当する額

二　１２歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の３分の２に相当する額

三　１２歳未満の子については、前号に規定する額の２分の１に相当する額

３　第１７条の４第２項及び第３項の規定は、前２項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

（旅行雑費）

第２３条　旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、旅客サービス施設使用料及び入出国税の実費額による。

第４章　雑則

（旅費の調整）

第２４条　理事長は、必要と認める場合には、旅費を調整できるものとする。

（日本学術振興会評議員等の取扱い）

第２５条　振興会評議員、学術顧問、学術システム研究センター所長・副所長・研究員、理事長の委嘱に係る各種の委員会の委員その他振興会の業務のために理事長の依頼に応じて旅行する者は、次の各号に掲げるところにより振興会の役員又は職員とみなして、この規程の規定を適用する。この場合において、「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令伺書」とあるのは「旅行依頼伺書」と読み替えるものとする。

一　振興会評議員、学術顧問、国際生物学賞受賞者（随行者１人を含む。）及びノーベル賞受賞者にあっては、理事長

二　学術システム研究センター所長及び副所長にあっては、理事

三　前２号以外の者にあっては、原則として職員

（研究者に支給する旅費の取扱い）

第２６条　振興会の国際交流事業により承認された研究者に旅費を支給するときは、別に定める場合を除き、この規程の規定を準用し旅費を計算するものとする。

（その他）

第２７条　この規程に定めるもののほか、振興会の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号）及び関係附属法令の定めるところに準じ、理事長がこれを定める。

附　則　（平成１５年１０月１日規程第２０号）

この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則　（平成１８年3月２４日規程第５号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

別表第１

起案番号第　　号

旅行命令依頼伺						
理事長	理事	総務部長	総務課長	総務係長	取扱者	決裁 年　月　日
		起案部長	起案課長	係長	起案者	起案 年　月　日
		旅行者所属部長	旅行者所属課長	起案部課 部課		

下記のとおり 命令／依頼 してよろしいか伺います。

所属課名　　住所（又は居所）

役職名（又は官職）　　等級　氏名

用務 出発地 用務先 旅行期間（自平成　年　月　日 至平成　年　月　日　日間）	概算払		精算払	
	年　月　日	金額	年　月　日	金額
		円		円
	旅費の出途		経理課長の認印	

備考

独立行政法人日本学術振興会

別表第２

旅　費　計　算　書

日本学術振興会経理課長　殿	旅行者	所属部課(又は所属団体)	役職(又は官職)	氏　　名	起案課長印

概　算　額	精　算　額	追　給　額	返　納　額
円	円	円	円

年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃					船賃					航空賃	車賃		日当		宿泊料		食卓料	
					路程	運賃	急行料金	その他	計	路程	運賃	寝台料金	その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					Km	円	円	円	円	Km	円	円	円	円	円	Km	円	日	円	夜	円	夜	円

備考	

独立行政法人日本学術振興会

別表第３　内国旅行の旅費

一　日当、宿泊料及び食卓料

区　　分	日　当 （１日につき）	宿泊料 （１夜につき）	食卓料 （１夜につき）
役　員	3,000 円	14,000 円	3,000 円
職　員	2,000 円	11,000 円	2,000 円

二　移転料

区　　分	鉄道 50㎞ 未満	鉄道 50㎞ 以上 100㎞ 未満	鉄道 100㎞ 以上 300㎞ 未満	鉄道 300㎞ 以上 500㎞ 未満
理事長	153,000 円	177,000 円	218,000 円	269,000 円
理事、監事及び１等級の職員	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円
２等級及び３等級の職員	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円
４等級以下の職員	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円

鉄道 500㎞ 以上 1,000㎞ 未満	鉄道 1,000㎞ 以上 1,500㎞ 未満	鉄道 1,500㎞ 以上 2,000㎞ 未満	鉄道 2,000㎞ 以上
356,000 円	375,000 円	401,000 円	465,000 円
292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考

路程の計算については、水路及び陸地４分の１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

別表第４　外国旅行の旅費

一　日当、宿泊料及び食卓料

区　　分	日　　当（１日につき）				宿　泊　料（１夜につき）				食卓料（１夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
理　事　長	7,000 円	6,000 円	5,000 円	4,000 円	24,000 円	20,000 円	16,000 円	14,000 円	6,000 円
理事及び監事	7,000 円	5,000 円	4,000 円	4,000 円	21,000 円	18,000 円	14,000 円	13,000 円	6,000 円
職　　員	6,000 円	5,000 円	4,000 円	4,000 円	20,000 円	17,000 円	14,000 円	12,000 円	6,000 円

備考

一　日当・宿泊料における指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方は、理事長がこれを定める。

二　船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。

二　移転料

区　　分	鉄道 100㎞ 未満	鉄道 100㎞ 以上 500㎞ 未満	鉄道 500㎞ 以上 1,000㎞ 未満	鉄道 1,000㎞ 以上 1,500㎞ 未満
理事長	175,000 円	233,000 円	331,000 円	416,000 円
理事、監事及び１等級の職員	141,000 円	188,000 円	269,000 円	338,000 円
２等級及び３等級の職員	116,000 円	154,000 円	220,000 円	276,000 円
４等級以下の職員	95,000 円	126,000 円	180,000 円	226,000 円

鉄道 1,500㎞ 以上 2,000㎞ 未満	鉄道 2,000㎞ 以上 5,000㎞ 未満	鉄道 5,000㎞ 以上 10,000㎞ 未満	鉄道 10,000㎞ 以上 15,000㎞ 未満	鉄道 15,000㎞ 以上 20,000㎞ 未満	鉄道 20,000㎞ 以上
525,000 円	644,000 円	711,000 円	775,000 円	840,000 円	906,000 円
425,000 円	521,000 円	575,000 円	628,000 円	680,000 円	734,000 円
348,000 円	428,000 円	471,000 円	514,000 円	556,000 円	601,000 円
285,000 円	350,000 円	386,000 円	421,000 円	456,000 円	493,000 円

備考

路程の計算については、水路及び陸地４分の１キロメートルをもって鉄道１キロメートルとみなす。

「独立行政法人日本学術振興会旅費規程」の別表第４備考１に定める指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方は、次に掲げる地域とする。

指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン
甲地方	**(アジア州)** アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、トルコ共和国、パレスチナ、バーレーン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国 **(ヨーロッパ州)** アイスランド共和国、アイルランド、アンドラ公国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英国)、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、アンドラ公国、ジブラルタル、スバールバル諸島・ヤンマイエン島＜ノルウェー＞、チャネル諸島＜イギリス＞、フェロー諸島＜デンマーク＞、マン島＜イギリス＞ **(北アメリカ州)** アメリカ合衆国(米国)、カナダ、グアム＜アメリカ＞、グリーンランド＜デンマーク＞、サンピエール島・ミクロン島＜フランス＞、バミューダ諸島＜イギリス＞
乙地方	**(アジア州)** インドネシア共和国、カンボジア王国、カシミール、タイ王国、大韓民国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、ラオス人民民主共和国、東ティモール民主共和国、香港（香港特別行政区） **(大洋州)** オーストラリア連邦、キリバス共和国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、ニュージーランド、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ウェーク島＜アメリカ＞、北マリアナ諸島＜アメリカ＞、クック諸島<ニュージーランド>、クリスマス島＜オーストラリア＞、ココス諸島＜オーストラリア＞、ジョンストン島<アメリカ＞、トケラウ諸島<ニュージーランド>、ニウエ<ニュ

乙 地 方	ージーランド>、ニューカレドニア＜フランス＞、ノーフォーク島＜オーストラリア＞、ピトケアン島＜イギリス＞、フランス領ポリネシア＜フランス＞、米領サモア＜アメリカ＞、ミッドウェー諸島＜アメリカ＞、ワリス・フテュナ諸島＜フランス＞ **(ヨーロッパ州)** アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア・モンテネグロ、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、アゼルバイジャン共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ベラルーシ共和国、モルトバ共和国、ロシア連邦
丙 地 方	**(アジア州)** インド、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国)、スリランカ民主社会主義共和国、台湾、中華人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、マカオ（マカオ特別行政区)、モルディブ共和国、モンゴル国 **(アフリカ州)** アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セイシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、英領インド洋地域＜イギリス＞、セントヘレナ島＜イギリス＞、西サハラ、マイヨット島、レユニオン＜フランス＞ **(北アメリカ州)** アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、クレナダ、コスタリカ共和国、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイ

丙 地 方	ビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス共和国、メキシコ合衆国、アルバ<オランダ>、アンギラ<イギリス>、英領バージン諸島＜イギリス＞、オランダ領アンティル＜オランダ＞、ケイマン諸島＜イギリス＞、グアドループ島＜フランス＞、タークス諸島・カイコス諸島＜イギリス＞、プエルトリコ＜アメリカ＞、米領バージン諸島＜アメリカ＞、マルチニーク島＜フランス＞、モンセラット＜イギリス＞ **(南アメリカ州)** アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ボリビア共和国、フォークランド(マルビナス)諸島、フランス領ギアナ＜フランス＞ **(南極)** 南極大陸及び周辺の島しょ